

■ 令和元年度 区政懇談会（下山地区）

日 時：令和元年6月9日（日）

13:30～15:00

会 場：下山コミュニティハウス



（発 言）

コミュニティハウス内に事務スペースがなく、役員の打ち合わせも、非常に困っている。利用率が高く空き部屋が無いため、コミュニティ協議会の事務スペースが取れない。固定した事務所を作っていただきたい。

（回 答）

コミュニティ協議会の皆様には市と協働しまちづくりや、地域課題に取り組んでいただいております。設立から10年過ぎて、その役割はますます重要になっている。地域活動が活発になればなるほど、その拠点であるコミュニティハウスの事務スペースが必要になることは、十分、承知している。しかし、下山スポーツセンター内にコミュニティ協議会の事務所を新たに確保するということは、大変難しい状況である。下山コミュニティハウスは、下山コミュニティ協議会に指定管理をお願いしているため、夜間、あるいは休館日など、利用の少ない時間帯を利用するなどし、会議室を有効にご活用いただければと思っている。区には12のコミュニティ協議会があるが、事務スペースがない、あるいは会長宅が事務所だというところが3か所ある。何とか空き時間でやっていただけないかと考えている。

（発 言）

市の補助金・助成金は、金額が大きくても小さくても、申請して、交付決定を受けて実績報告を出す。写真が必要なこともある。すべて交付金にし、実績の報告だけにすればよいのでないか。最近交付申請を出すと予算が無いという回答の時もあるが、自治会としてもわかりましたとは言えない。市長は行政改革を様々行う予定のようだが、補助金に係る事務を省いていただければまさに行政改革になるのではないかと思います。

(回 答)

地域向けの補助金は、事業ごとに交付申請や実績報告書を提出する必要があつて、煩雑であるため、一括の交付金とし、事務手続きを簡素化してほしいという意見は、以前から、こちらの地域でお伺いしている。補助金は市民税その他、貴重な財源でまかなわれているため、その使い方を十分に審査し、補助事業の目的を十分に達成しているかということを確認する必要がある。一括の交付金とし交付すると、その使い方があいまいになり、何に使ったか確認しづらいため、市では、一括交付金として使途を定めないお金を自治会に支出するということは考えていない。しかし、手続きが煩雑で、類似、重複しているものもあることは市でも改善すべきであると思つており、本庁の市民協働推進本部で、地域向け各種補助制度の検討を行つて、一部の補助金は、整理統合をこれまでしてきた。市の財政状況も厳しいため今年度から3年間集中して行財政改革を行う予定で専門の部署もできている。地域向け補助金をどのようにし、統合していくという検討も行っているところである。超高齢社会で自治町内会の担い手がないという意見もいただいており、事務の簡素化も重要なため、引き続き市全体で検討していく。

(発 言)

次に、先ほども区では12地区のコミュニティ協議会があると伺つたが、私の認識では自治連合会は市の補完的な業務を行つており、コミュニティ協議会は地域づくりと認識していた。下山地区では防災訓練を自治連合会が主体となつて行つていたが、最近自治連合会の予算から防災訓練の予算がゼロに近づけられ、コミュニティ協議会に予算が移っている。区の会議もコミュニティ協議会を主体として様々なことをやっている。それでよいのだろうか。

(回 答)

市では、市自治基本条例で地域コミュニティ協議会を規定している。市地域コミュニティ協議会に関する要綱では、コミュニティ協議会の位置づけ、役割を明確化している。コミュニティ協議会は、老人会、青少年育成協議会、交通安全推進協議会など非常に多様な団体が構成されている。そのコミュニティ協議会を、地域課題を解決するパートナーとして位置づけて、主体的な役割を担っていただきたいと、市では考えている。自治連合会は、自治会町内会の相互の協力と連携のもと、地域の発展に寄与するための組織ということで認識しているが、予算や活動の面で非常に活発な団体がある一方で、防犯灯、集会所管理のための組織であるということもある。特に市としては、定義づけは行っていないということは、昨年お話しさせていただいたところである。地区の自治連合会とコミュニティ協議会の役割分担、運営は、地域の皆

様で話し合っただき、よりよい方法で行っていただければと思っている。町内会、自治会をないがしろにしているということではなく、非常に大変頑張っただいているため、自治・町内会長への感謝の集いを開催したりしているが、市としてのパートナーとしての位置づけ、地域課題の解決の位置づけという部分では、様々な団体が入っているコミュニティ協議会を地域課題を解決するパートナーとして位置づけている。

(発 言)

支えあいのしくみづくり会議でアンケートを取った結果、除雪が不安であるという回答がトップだった。その様な対策はコミ協が主体となってやるべきなのか。

(回 答)

下山地区全体の地域の皆様がお困りだということであれば、コミュニティ協議会を中心にしながら、全体的な問題として話し合っただほうがよいのではないかと思う。支えあいのしくみづくり会議の中で、考えていただければよいのではないか。

(発 言)

先ほどコミュニティ協議会の条例というものが制定されたとおっしゃったが、それはいつごろか。

(回 答)

コミュニティ協議会の位置づけだが、自治基本条例が平成20年にでき、その中でまず定義されている。平成27年に地域コミュニティ協議会に関する要綱でき、役割が明確にされた。

(発 言)

地域コミュニティ協議会が平成20年に条例化され、要綱ができたのが7年後の平成27年だということか。そうすると、平成20年ごろから徐々に、要はコミュニティ協議会ができたころから、そちらにシフトされてきたということか。

(回 答)

役割を明確化したということである。コミュニティ協議会に市が求めていることや、どういうことをやってほしいということを中心に明確化するために要綱を作ったということである。

(発 言)

明確化されると同時に、自治連合会よりもそちらが主体という、位置づけでずっときているということだろう。要綱、要領ができたのは平成28年くらいということであれば、徐々に自治連合会はなくしてもよいみたいな感じだろう。

(回 答)

なくしてもよいということとは言わない。皆様が頑張っていたいただいていると思うが、地域によっては、コミュニティ協議会が結成された後で、発展的な解消を図った自治連合会もある。どの地域がどのようになったかという細かい活動状況までは把握していない。

(発 言)

一応、流れとしては、自治連合会は縮小されて、縮小という悪いかもしれないが、それはコミュニティ協議会に移行されていくものが多いということだろう。

(回 答)

多いところまでもよく分からない。しかし、自治連合会は、コミュニティ協議会ができて、やはり地域の組織としては、非常に重要な自治会、町内会をまとめている、コミュニティ協議会の下支えとなるような組織ではないかとは思っている。しかし、位置づけとは、コミュニティ協議会は明確にしているが、自治連合会の明確なものの定義づけを、市は行っていない。

(発 言)

現在、区長が、自治連合会で、自治会はコミュニティ協議会の下支えとおっしゃった。そういうことからすると、大体、流れとしてはそういう方向になっているということである。

(回 答)

コミュニティ協議会の中では、一番基礎となる大事な部分だとは思う。

(発 言)

太平1丁目の宮浦公園はできてから長い年月が経ち、その時植えた樹木が育ちすぎている。公園愛護会の力で伐採することはできない。計画的に剪定や伐採をしたほうがいいのではない

かと思うが計画はどのようになっているか。

また、法面の除草や剪定は住民の力では危険である。定期的きれいにしておかないと、ごみを投げ入れられてもわからない。以前剪定や伐採をお願いしたところが未実施になっている。

(回 答)

市では、一部の大規模な公園を除き、計画的な剪定や伐採の計画というものはない。パトロールで状況を見ながら、枝が道路に越境し通行に支障があるということが確認された場合には、剪定を行っている。また、枯れ木による倒木の恐れがある場合には、伐採をしている。平成27年度の区政懇談会で、公園の法面のニセアカシアは、剪定や伐採の要望をいただいたが、そのとき現地を確認したところ、伐採の必要がなかったため、道路に越境している部分の枝の剪定のみ実施した。

今回、要望いただき、改めて現地を確認させていただいたところ、松やケヤキが繁茂し、枝が道路に越境していたため、令和元年度、枝の剪定を行う。また、剪定だけでは足りないというものは、伐採も含めて対応する。法面のニセアカシアは、将来的に倒木し道路を塞ぐという危険性もあるため、令和2年度から伐採していきたいと思っている。

先ほど、法面の草取りという話があった。危険な部分があると思うため、そういうところは、市が行わせていただきたい。また、茂っていると不法投棄の心配もある。また、お気づきの点があれば、直接、建設課でお伺いしたいと思う。

←・支障枝及び支障木に関しては、令和元年7月に作業完了。

- ・法面のニセアカシアについては、令和2年度から年次計画で伐採予定。
- ・法面の除草は、必要に応じて施工する。

(発 言)

ありがとうございました。また、様々問題があったら相談させていただく。よろしく願いする。

(発 言)

河渡中央公園という2万1,000㎡の公園があるが、平成27年から、7月から8月ころに火遊びをして火事になりそうになる事例が毎年ある。自治会では7月～9月まで巡回を毎日行っているが、昨年は巡回を始める前の6月に事案があった。

公園の出入り口4か所に防犯カメラを自治会で設置しようかと検討したが、通学路への設置

ではないため、補助金の対象にならないという話だった。安心安全な地域づくりのためなので、何とか区で設置していただきたい。毎日巡回をすることも大変なため何とか良い対策をしていただきたい。

(回 答)

防犯カメラの補助金は、昨年度は通学路の設置のみを対象としていたが、今年度は先ほど説明した、防犯カメラの整備補助金を利用できる。全市的に区で公園への防犯カメラの設置は行っていない。防犯対策で言えば、人が入ってきたときに感知して点灯するソーラー式のライトを設置する等、今後どのような方法があるか、また建設課からご相談させていただきたい。  
←自治会より、ダミーカメラの設置について提案があったが、検討した結果、いずれダミーであることが分かってしまうので、人が近づくと点灯するソーラー式のライトを設置することで、地元にご相談する予定。

(発 言)

資料1に住民主体の訪問型生活支援を介した地域が平成30年度に1地域あったと記載されているが、具体的にどのような活動をしているのか、また民生委員がどのように関わっているのか聞きたい。

(回 答)

牡丹山小学校区コミュニティ協議会で、平成30年度から思いやり応援隊と名付けて、電球の交換やごみ捨て、草取りなどを行っている。また、今後どういうことを地域としてやっていけるか模索中だと伺っている。また、民生委員の会長も2層協議体の一員として支え合いのしくみを構築している。

(発 言)

支え合いのしくみづくり会議について、予算が1、2年で終わるのではないかと聞いている。今後いつまで継続される予定か。

(回 答)

現在、本庁から予算が減ると言ったことや、この事業が終了するという話は聞いていない。

引き続き、支え合いのしくみづくりを進めていくということで考えている。

(発 言)

もう一つ、下山地区の2層協議体の平成30年のたよりを見ると、下山地区2層協議体は、支え合いのしくみづくり推進員2名、ボランティア団体、下山地区民生委員児童委員協議会、下山地区コミュニティ協議会役員、下山地区自治連合会、そのほかに社会福祉協議会下山支会が入っている。ところがこの前、社会福祉協議会の下山支会の総会に行ったら、こちらは支え合いのしくみづくりのメンバーに入っていないと言っていたが、そのあたりはどうなっているのだろうか。

(回 答)

社会福祉協議会の下山支会の会長が支え合いのしくみづくりの推進員になっているため、入っていないということはない。

←後日、発言者に対し、改めて同様の説明を行った。

(発 言)

下山地区の支え合いのしくみづくり会議は毎月行われていないので、委託料を返していると聞いたが事実か。

(回 答)

平成30年度、下山地区では支え合いのしくみづくり会議を12回開催していただいております。ありがたく思っています。

ただし、会議を開催しても、使わなかった予算をお返しいただくことはあるので、確認してお答えさせていただきます。

←後日、発言者に対し、下山地区では返納があったことを伝えた。